

# 公立大学法人横浜市立大学における個人情報の適正な管理に関する取扱要領

制 定 平成 17 年 7 月 7 日

最近改正 平成 29 年 4 月 1 日

## 目次

第 1 章 総則

第 2 章 個人情報の取扱いについて

第 3 章 特定個人情報の取扱いについて

第 4 章 雑則

附則

## 第 1 章 総則

### (目的)

第 1 条 この要領は、横浜市個人情報の保護に関する条例（以下「条例」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）、横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例（以下「番号条例」という。）及び横浜市個人情報の適正な管理に関する要綱（以下「要綱」という。）に基づき、実施機関（条例第 2 条第 1 項に規定する実施機関をいう。）である公立大学法人横浜市立大学（以下「法人」という。）における個人情報及び特定個人情報の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この要領における用語の定義は、この要領において定めるもののほか、条例、番号法第 2 条及び番号条例第 2 条の例による。

2 この要領において「個人情報」とは、条例第 2 条第 2 項に規定する個人情報のうち特定個人情報を除いたものをいう。

3 この要領において「職員等」とは、法人の役員のほか、法人の職務上の指揮監督権限に服する全ての職員をいう。

### (職員等の責務)

第 3 条 法人の職員等は、条例、番号法及び番号条例の趣旨に則り、関連する法令及び規程等の定め並びに第 4 条に定める法人総括個人情報保護管理者及び第 6 条に定める法人総括特定個人情報保護管理者の指示に従い、個人情報及び特定個人情報を取り扱わなければならない。

## 第 2 章 個人情報の取扱い

### (管理体制)

第 4 条 法人の個人情報管理体制は次による。

(1) 法人総括個人情報保護管理者 法人総括個人情報保護管理者は、理事長とし、法人における個人情報の適正な管理を総括する。

- (2) 統括個人情報保護管理者 統括個人情報保護管理者は事務局長とし、次の業務を行う。
- ア 各所属において個人情報の適正な管理のための措置を講ずるものとする。
  - イ 第5号エに基づく各課等からの報告を取りまとめ、毎年1回法人統括個人情報保護管理者に報告するとともに、総括個人情報保護管理者（市民局長）に報告する。
  - ウ 横浜市個人情報の適正な管理に関する要綱第4条第2号に定める個人情報保護管理者を兼ねる。
- (3) 統括個人情報保護推進者 統括個人情報保護推進者は副局長とし、個人情報保護管理者を補佐し、法人における個人情報の適正な管理について、統括的な指導・調整を行う。
- (4) 統括個人情報保護責任者 統括個人情報保護責任者は、企画総務部総務課長とし、次の業務を行う。
- ア 統括個人情報保護推進者を補佐し、法人における個人情報の適正な管理について、必要な指導・調整を行う。
  - イ 横浜市個人情報の適正な管理に関する要綱第4条第3号に定める個人情報保護推進者及び横浜市庁内連絡会議の構成員となる。
- (5) 個人情報保護責任者 個人情報保護責任者は、学部及び研究科においては学部長及び研究科長、事務局（八景キャンパス等）においては、課長及び担当課長（課が置かれない室においては室長）、福浦キャンパス・附属病院及び附属市民総合医療センター（以下「センター病院」という。）においては、副病院長、課長、担当課長、診療科部長、センター部長（センター病院のみ）、中央部門部長及び看護部長とし、次の業務を行う。
- ア 各所属において保有する個人情報の適正な管理について責任を負う。
  - イ 所属職員等を指揮監督し、毎年1回研修を実施する。
  - ウ 個人情報の取扱いに関する自主点検を毎年1回行う。
  - エ イ及びウの結果について、統括個人情報保護管理者に報告する。
  - オ あらかじめ漏えい事故等発生時の対応手順を定めたマニュアルを作成する。
- (6) 個人情報保護実務者 個人情報保護実務者は、個人情報保護責任者を補佐し、各所属における個人情報の保護に関する事務を担当する。

（漏えい事故等発生時の対応）

第5条 個人情報保護責任者は、個人情報の漏えい事故等が発生した場合は、統括個人情報保護責任者に第一報を入れ、速やかに次の事項を報告するとともに、統括個人情報保護責任者の指示に従う。また、統括個人情報保護責任者は、統括個人情報保護管理者へ報告をするものとする。

- (1) 発生経過
- (2) 原因
- (3) 漏えい文書等の内容
- (4) 事故後の対応
- (5) 再発防止策

- 2 統括個人情報保護責任者は、個人情報の漏えい事故等が発生した場合には、横浜市の総務局コンプライアンス推進課に第一報を入れるとともに、市役所関係部署等へ報告をするものとする。
- 3 統括個人情報保護管理者は、事故後速やかに、法人統括個人情報保護管理者へ報告をする。
- 4 個人情報保護責任者は、統括個人情報保護責任者の指示に従い、流出した個人情報の回収に努め、被害者への説明・謝罪を迅速に行うものとする。
- 5 個人情報保護責任者は、統括個人情報保護責任者の指示に従い、二次被害の防止等のため、第1項に掲げる事項を原則公表するものとする。
- 6 個人情報保護責任者は、統括個人情報保護責任者の指示に従い、事故後速やかに、第1項に掲げる事項を横浜市個人情報保護審議会に報告するものとする。

### 第3章 特定個人情報の取扱い

#### (特定個人情報の管理体制)

第6条 法人の特定個人情報管理体制は次による。

- (1) 法人統括特定個人情報保護管理者 法人統括特定個人情報保護管理者は、理事長とし、法人における特定個人情報の適正な管理を統括する。
- (2) 統括特定個人情報保護管理者 統括特定個人情報保護管理者は事務局長とし、次の業務を行う。
  - ア 各所属において特定個人情報の適正な管理のための措置を講ずるものとする。
  - イ 要綱第9条第1号ウに基づく監査を実施し、その結果を法人統括特定個人情報保護管理者に報告するとともに、統括特定個人情報保護管理者（市民局長）に報告する。
  - ウ 第5号エに基づく各課等からの報告を取りまとめ、毎年1回法人統括特定個人情報保護管理者に報告するとともに、統括特定個人情報保護管理者（市民局長）に報告する。
  - エ 横浜市個人情報の適正な管理に関する要綱第9条第2号に定める特定個人情報保護管理者を兼ねる。
- (3) 統括特定個人情報保護推進者 統括特定個人情報保護推進者は副局長とし、統括特定個人情報保護管理者を補佐し、法人における特定個人情報の適正な管理について、統括的な指導・調整を行う。
- (4) 統括特定個人情報保護責任者 統括特定個人情報保護責任者は、企画総務部総務課長とし、次の業務を行う。
  - ア 統括特定個人情報保護推進者を補佐し、法人における特定個人情報の適正な管理について、必要な指導・調整を行う。
  - イ 横浜市個人情報の適正な管理に関する要綱第9条第3号に定める特定個人情報保護推進者及び横浜市庁内連絡会議の構成員となる。
- (5) 特定個人情報保護責任者 特定個人情報取扱責任者は、企画総務部人事課長並びに医学・病院統括部総務課長及び職員課長並びに附属市民総合医療センター管理部総務課長とし、次の業務を行う。

- ア 各所属において保有する特定個人情報の適正な管理について責任を負う。
  - イ 所属職員等を指揮監督し、毎年1回研修を実施する。
  - ウ 要綱第9条第1号ウの監査の実施対象となる年度を除き、特定個人情報の取扱いに関する自主点検を毎年1回行う。
  - エ イ及びウの結果について、統括特定個人情報保護管理者に報告する。
  - オ 特定個人情報を取り扱う職員（以下「事務取扱担当者」という。）並びにその役割を指定する。
  - カ 各事務取扱担当者が取り扱う特定個人情報の範囲を指定する。
- (6) 事務取扱担当者 事務取扱担当者は、企画総務部人事課及び医学・病院統括部職員課及び附属市民総合医療センター管理部総務課の係長及び職員等のうち、特定個人情報保護責任者が指定する者とし、次の業務を行う。
- ア 特定個人情報保護実務者は、特定個人情報保護責任者を補佐し、法人の特定個人情報に関する事務を担当する。
  - イ 特定個人情報保護実務者は、第5号イに定める研修を受けなければならない。
  - ウ 特定個人情報保護実務者は、職務上知ることができた特定個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

#### 第4章 雑則

##### (委任)

第7条 この要領に定めるほか、この要領の施行に関し必要な事項は、法人統括個人情報保護管理者及び法人統括特定個人情報保護管理者が定める。

##### 附 則

この要領は、平成17年7月7日から施行する。

##### 附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

##### 附 則

この要領は、平成19年1月1日から施行する。

##### 附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

##### 附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

##### 附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年3月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年9月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。